

公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について

平成29年4月11日用地第15-1号
用地課長通知
最終改正 令和8年4月1日

標記について、別添のとおり取扱いを定めるとともに、平成29年4月1日から適用することとしましたので通知します。

(別添)

公共施設の設置に起因する日陰により生ずる太陽光発電設備に対する損害等に係る費用負担について

(費用負担の要件)

第1条 公共事業の施行に係る公共施設の設置により生じた日陰により、太陽光発電設備を利用している者（当該公共施設の設置に係る工事の完了以前から太陽光発電設備を利用している者（以下「発電設備利用者」という。）に限る。）に社会生活上受忍すべき範囲（以下「受忍限度」という。）を超える損害等が生ずると認められる場合においては、当該損害等をてん補するために必要な最小限度の費用を負担することができるものとする。

(費用負担額の算定)

第2条 前条の規定により負担する費用は、原則として、既存の太陽光発電設備の機能を回復すること（以下「機能回復」という。）に要する費用とするものとする。この場合において機能回復は、従前の発電電力量を既存の太陽光発電設備を移設する方法で技術的及び経済的に合理的と認められる方法により回復させるものとし、付録の式によって算定するものとする。

2 前項の機能回復は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号）（以下「再エネ特措法」という。）」第2条第5項に基づく特定契約（FIT制度）における調達価格又は同法第2条の2に基づく供給促進交付金の交付（FIP制度）における基準価格（以下「調達価格等」という。）の変更を伴わない範囲内で行うものとする。

3 前項に規定する機能回復によることが著しく困難又は合理的ではないと認められる場合において負担する費用は、従前の発電電力量が減少することにより通常生ずる損害等の額とするものとし、次の各号に掲げる買取区分に応じて、付録の式によって算定するものとする。

一 買取区分が余剰買取の場合

発電電力量が減少することにより通常生ずる損害等の額（売電価格及び買電価格）とし、付録の式によって算定するものとする。

二 買取区分が全量買取の場合

発電電力量が減少することにより通常生ずる損害等の額（売電価格）とし、付録の式によって算定するものとする。

(事前の費用の負担)

第3条 当該地域において、日陰時間と発電電力量の減少との関係につき専門家等による調査結果等の知見があり、日陰時間の増加により発電電力量が減少し、発電設備利用者に受忍限度を超える損害等が生ずると認められる場合においては、当該損害等の発生前に合理的かつ妥当な範囲で必要な措置を行うために要する費用を負担することができるものとする。

2 前項の費用負担については、第2条の規定を準用する。

(費用負担の請求期限)

第4条 費用の負担は、発電設備利用者から当該公共施設の設置に係る工事の完了の日（以下「工事の完了の日」という。）から1年を経過する日までに請求があった場合に限り、行うことができるものとする。

(費用負担の方法)

第5条 費用の負担は、金銭をもって行うものとし、この場合においては、渡し切りとするものとする。

(経過措置)

第6条 公共施設の設置により生じた日陰による太陽光発電設備に対する損害等でその費用負担について現に協議中のものについては、第4条の規定にかかわらず、第1条から第3条まで及び第5条の定めるところにより、費用を負担することができるものとする。

付録

1 既存の太陽光発電設備を移設する場合

費用負担額＝既存の太陽光発電設備の移設費＋維持管理費の増加分＋その他経費等－発生材価格

(1) 既存の太陽光発電設備の移設費は、日陰の影響により発電電力量が低下することとなる太陽光発電設備のモジュール等の移設に要する工事費とする。

(2) 維持管理費の増加分は、次式により算定した額とする。

$$\text{維持管理費} = A \times \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n}$$

ア Aは、移設した太陽光発電設備に係る年均等化経常費（設備の性能を維持するための保証又はメンテナンス体制の確保に要する費用等）から既存の太陽光発電設備に係る年均等化経常費を控除した額とする。

イ rは、年利率とし、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領第32第1項（1）に定める年利率を準用する。

ウ nは、移設した太陽光発電設備の維持管理費の費用負担の対象となる年数とし、当該太陽光発電設備の利用開始日から公共施設の設置に係る工事の着手の日又は太陽光発電設備の利用開始日（ただし、工事の完了の日以前の場合に限る。）のいずれか遅い方の日（以下「算定の起算日」という。）までの年数を20年から控除した年数とする。

(3) その他の経費等は、既存の太陽光発電設備の移設に伴い必要となるその他の経費、大規模な太陽光発電設備において著しく移設の工事期間を要する場合等に発生する減電期間中の損害等とする。

(4) 発生材価格は、既存の太陽光発電設備を移設することにより不用となる既存の基礎、架台等の処分価格から処分に要する費用を控除した額とする。

2 機能回復以外の方法による場合

(1) 買取区分が余剰買取の場合

下記A及びBの合計によるものとする。ただし、FIT制度における調達期間及びFIP制度における交付期間（以下「調達期間等」という。）が20年の場合についてはAのみとする。なお、年間費用

負担相当額 a、年間費用負担相当額 b の取扱いは、事後対応、事前対応の別に応じて、下記の①事後対応、②事前対応によるものとする。

A：調達期間等における損害等

$$\text{年間費用負担相当額 a} \times \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n}$$

n：算定の起算日から調達期間等の終了までの年数。

r：年利率とし、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領第32第1項（1）に定める年利率を準用する。

B：調達期間等の終了後の損害等

$$\text{年間費用負担相当額 b} \times \frac{(1+r)^{n①} - 1}{r(1+r)^{n①}} \times \frac{1}{(1+r)^{n②}}$$

n①：調達期間等の終了後より10年を限度とし、太陽光発電設備の利用開始日より10年を超過している場合については、当該超過している年数を10から控除した年数とする。

n②：上記Aにおけるnによる。

r：年利率とし、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領第32第1項（1）に定める年利率を準用する。

①事後対応

◇年間費用負担相当額 a = 売電電力に係る減少量 × {売電単価 + 買電単価 × (1 - 余剰売電比率) / 余剰売電比率}

ア 売電電力に係る減少量は、次式により算定した額とする。

算定の起算日より前1年分の日陰の影響がない場合における売電電力量（以下「従前売電電力量」という。） - 工事の完了の日より後1年分の日陰の影響がある場合における売電電力量（以下「事後売電電力量」という。）

1）従前売電電力量については、原則として、直近1年分の実績値を、直近3年間（多照年、寡照年に該当する場合は、当該年を除く直近3年間）の気象庁が公表する当該地域周辺の平均全天日射量データ（以下「全天日射量データ」という。）の平均値で補正する方法により算出するものとする。

2）事後売電電力量については、①ア1）と同様に取り扱うものとする。

イ 売電単価は、既存の調達価格等とする。

ウ 買電単価は、当該地域における標準的な電力料金単価とする。ただし、これと実態が著しく異なる場合については、別途調査のうえ個別に判定を行うものとする。

エ 余剰売電比率は、発電した電力量に占める売電電力量の割合をいい、当該費用負担の直近の年度において調達価格等算定委員会が公表する「調達価格等に関する意見」における余剰売電比率によるものとする。ただし、これと実態が著しく異なる場合については、別途調査のうえ個別に判定を行うものとする。

◇年間費用負担相当額 b = 売電電力に係る減少量 × {売電単価 + 買電単価 × (1 - 余剰売電比率) / 余剰売電比率}

ア 売電電力に係る減少量は、上記「年間費用負担相当額 a ア」による。

- イ 売電単価は、当該費用負担実施の直近の年度の電力市場における単価とする。
ただし、これと実態が著しく異なる場合については、別途調査のうえ個別に判定を行うものとする。
- ウ 買電単価は、上記「年間費用負担相当額 a ウ」による。
- エ 余剰売電比率は、上記「年間費用負担相当額 a エ」による。

②事前対応

◇年間費用負担相当額 a = 発電電力に係る減少量 × { 売電単価 × 余剰売電比率 + 買電単価 × (1 - 余剰売電比率) }

- ア 発電電力に係る減少量は、次式により算定した額とする。
従前の発電電力量 - 日陰が生じた後の発電電力量
 - 1) 従前の発電電力量は、算定の起算日より前 1 年分の売電電力量について、余剰売電比率で除した数値とする。なお、従前の発電電力量については、原則として、直近 1 年分の実績値を、直近 3 年間（多照年、寡照年に該当する場合は、当該年を除く直近 3 年間）の全天日射量データの平均値で補正する方法により算出するものとする。
 - 2) 日陰が生じた後の発電電力量については、上記 1) と同様に取り扱うものとする。この場合において、上記 1) 中「原則として、直近 1 年分の実績値」とあるのは「推計値」と読み替えるものとする。
- イ 売電単価は、上記①「年間費用負担相当額 a イ」による。
- ウ 買電単価は、上記①「年間費用負担相当額 a ウ」による。
- エ 余剰売電比率は、上記①「年間費用負担相当額 a エ」による。

◇年間費用負担相当額 b = 発電電力に係る減少量 × { 売電単価 × 余剰売電比率 + 買電単価 × (1 - 余剰売電比率) }

- ア 発電電力に係る減少量は、上記②「年間費用負担相当額 a ア」による。
- イ 売電単価は、上記①「年間費用負担相当額 b イ」による。
- ウ 買電単価は、上記①「年間費用負担相当額 a ウ」による。
- エ 余剰売電比率は、上記①「年間費用負担相当額 a エ」による。

(2) 買取区分が全量買取の場合

下記によるものとする。なお、年間費用負担相当額の取扱いは、事後対応、事前対応の別に応じて、下記の①事後対応、②事前対応によるものとする。

調達期間等における損害等

$$\text{年間費用負担相当額} \times \frac{(1+r)^n - 1}{r(1+r)^n}$$

n : 上記 (1) n による。

r : 年利率とし、埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の取得に伴う損失補償取扱要領第 3 2 第 1 項 (1) に定める年利率を準用する。

①事後対応

年間費用負担相当額 = 売電電力に係る減少量 × 売電単価

- ア 売電電力に係る減少量は、上記 (1) ①「年間費用負担相当額 a ア」による。
- イ 売電単価は、上記 (1) ①「年間費用負担相当額 a イ」による。

②事前対応

年間費用負担相当額 = 発電電力に係る減少量 × 売電単価

ア 発電電力に係る減少量は、次式により算定した額とする。

従前の発電電力量－日陰が生じた後の発電電力量

1) 従前の発電電力量は、算定の起算日より前1年分の売電電力量とする。なお、従前の発電電力量については、原則として、直近1年分の実績値を、直近3年分（多照年、寡照年に該当する場合は、当該年を除く直近3年間）の全天日射量データの平均値で補正する方法により算出するものとする。

2) 日陰が生じた後の発電電力量については、上記1)と同様に取り扱うものとする。この場合において、上記1)中「原則として、直近1年分の実績値」とあるのは「推計値」と読み替えるものとする。

イ 売電単価は、上記(1)①「年間費用負担相当額aイ」による。